

令和2年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

《タイムズグループ共同事業体（花隈駐車場、舞子駅前駐車場指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>①共同事業体協定書（写し）を神戸市所管局に提出すべきもの</p> <p>共同事業体の構成団体間の責任分担等を確認するため、共同事業体協定書の提示を指定管理者に求めたところ、協定書は作成していたものの、その写しを神戸市所管局に提出していないとのことであった。</p> <p>神戸市所管局が作成した「神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領」（平成28年6月）では、「第2 応募資格」で、「共同事業体とする場合、「共同事業体結成届出書」を作成し、本市へ提出してください。また、指定管理者候補者に選定された際には、代表者の権限や構成員の役割分担及び責任分担等を明記した「共同事業体協定書」を提出して下さい。」とされている。また、庁内の施設所管局向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4 応募要領作成にあたって特に留意が必要な事項 8.4.14 共同事業体の取り扱いに関する記載」で、「複数事業者が共同して指定管理者となる共同事業体形式を取る場合には、共同事業体内部での責任を明確に規定する必要があります。そのため、応募時に「共同事業体結成届出書」を提出させるとともに、指定議案の審査時まで「共同事業体協定書」を提出させる必要がありますので、その旨記載してください。」とされている。</p> <p>指定管理者は、応募要領に基づき、共同事業体協定書を神戸市所管局に提出すべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、手続き漏れがないか確認できる仕組みを構築すべきである。</p>	<p>協定書（写し）が神戸市所管局に提出されていなかった原因は、双方が手続き漏れを確認出来ていなかったことであった。</p> <p>今後、共同事業体を指定管理者に指定する際は「共同事業体協定書（写）」を提出いただくよう徹底すると共に、担当者にて、指定管理者制度運用マニュアル及び指定管理者応募要領を確認し、提出必要書類の提出漏れが無いかなど徹底して確認するよう努める。また、指定管理者から提出いただく書類の一覧表（チェックリスト）を作成し、提出があればチェックする仕組みを構築した。</p> <p>令和2年度に実施した「第5期指定管理者公募」の際は提出いただいた。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>②指定管理業務にかかる書類を共同事業体の名称を冠して作成すべきもの</p> <p>指定管理業務で作成している申請書・報告書等の書類を確認したところ、下記のとおり指定管理者である共同事業体の名称を記載せず、共同事業体の代表企業であるタイムズ24株名義で作成していた事例があった。</p> <p>「神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領」（平成28年6月）では、「第5指定管理者が行う業務の管理基準（2）料金の徴収に関する業務 ①駐車料金の徴収」で、「ア 指定管理者は徴収業務（回数券、定期券、プリペイドカードの販売を含む）を行い、駐車料金等を徴収した場合は、指定管理者名の領収書を交付してください。」とされており、「神戸市花隈駐車場及び神戸市舞子駅前駐車場管理運営業務に関する協定書」でも、その第9条第2項で「乙（指定管理者）は前項の駐車料金を徴収したときは、納入者に対して指定管理者名義の領収書を発行しなければならない。」と、また、第16条第1項で「乙は、毎月末締め業務月報及び年間事業報告書を作成し、業務月報は翌月5日までに、年間事業報告書は翌年4月15日までに甲に提出しなければならない。」と規定されている。</p> <p>以上のことから、責任分担を明確にするためにも、指定管理者が作成するこれら書類については、指定管理者が共同事業体である場合には当該共同事業体の名称で作成すべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、提出された書類を確認し、必要な指導を行うべきである。</p>	<p>申請書・報告書等の書類が、共同事業体の代表企業であるタイムズ24株名義で作成されていた原因は、双方の認識不足であった。</p> <p>領収書（窓口発行分）については、既に共同事業体名を追記いただいております、今後提出いただく書類等についても、共同事業体名を記載いただくよう周知しており、共同事業体名義で提出いただいております。</p>	措置済
<p>③指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの</p> <p>指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、指定管理料収納口座を共同事業体の代表団体であるタイムズ24株名義で作成していた。</p>	<p>指定管理料収納口座の名義が共同事業体の代表団体であるタイムズ24株名義となっていた原因は、共同事業体の代表団体指定管理者に専用口座を開設させるこ</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>神戸市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、庁内の施設所管局向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。また、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では、共同事業体協定書のひな型の中で、「当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお、この様式集の目次には、「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。</p> <p>以上のことから、共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは、マニュアル上明確には義務付けられていないが、共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、その名義の会社が破産したときに、口座に入金された指定管理料の帰属にリスクが生じる。</p> <p>共同事業体固有の財産と峻別するため、神戸市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。</p>	<p>とはマニュアルに規定されていますが、口座名義を共同事業体の名称にすることはマニュアル上明確に義務付けられていなかったことであった。</p> <p>しかし、共同事業体固有の財産として峻別するため、口座名義については共同事業体の名称を冠することとする旨を令和3年度以降の協定書に追記すると共に、新指定管理者に遵守させるよう努める。</p> <p>〔参考 令和3年度以降協定書〕 （指定管理料の支払） 第6条 甲は乙に対し、年度ごとに次に定める額の指定管理料及び修繕費を4月、8月及び12月のそれぞれ20日までに、乙の請求に基づき支払うものとする。 2 甲は、乙が設け、予め甲に届け出た指定管理者名義（共同事業体の場合は共同事業体名義）の専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に、第5条に規定する指定管理料及び修繕費を入金するものとする。</p>	
<p>(2) 意見</p> <p>①備品の管理について</p> <p>舞子駅前駐車場の備品管理状況を確認したところ、神戸市に帰属する備品のうち、破損して使用不可能となった椅子（8脚）が長期間処分されないまま保管されていた事例があった。</p> <p>「公の施設の指定管理者制度運用マニ</p>	<p>破損して使用不可能となった備品が長期間処分されないまま保管されていた原因は、双方が備品の管理を確実に実施出来ていなかったためであった。</p> <p>椅子は処分した。</p> <p>今後は、備品管理簿を整備すると共に、</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>「マニュアル」では、「8.4.21 備品の取り扱いに関する記載」のなかで、「備品については、指定期間当初から存在した備品（市又は旧指定管理者から引き継いだもの）と、指定期間中に購入等を行った備品を区分して管理し、後者については、市の負担で購入等を行ったものと、指定管理者の負担において購入等を行ったものを明確に区別して管理させることとします。その上で、当初から存在した備品及び市の負担で購入等を行ったものについては、神戸市物品会計規則等に基づいて管理すること、また、確実に次期指定管理者に引き継ぐことを記載してください。」とされている。</p> <p>神戸市物品会計規則では、その第13条で「物品管理者は、使用の必要がない物品又は使用することができない物品があるときは、不要の決定をすることができる。」とされ、第15条により、売り払うことができないもの等は廃棄することができることとされている。</p> <p>指定管理者においては、不用物品が発生した場合は、神戸市所管局と協議した上で必要な対応をされたい。</p> <p>神戸市所管局は、不用物品が発生した場合は、廃棄等必要な措置を講じるとともに、備品管理簿（備品台帳）も整備されたい。また、指定管理施設の備品を定期的に確認するなど、備品の管理状況を把握されたい。</p>	<p>指定管理施設の備品を定期的に確認し状況を把握するよう努める。</p>	